

平成 21 年度

施 政 方 針

長 洲 町

## 1 はじめに

私は、先の町長選挙におきまして、町民の皆様のご支持とご信託を賜り、町政運営を任されることとなりました。これも、ひとえに私をご支援いただきました町民・議員の皆様の、熱いお力添えのお陰と心からお礼申し上げる次第です。

地方分権の推進、三位一体の改革をはじめ、国のシステムが大きく変貌する中、町、始まって以来という危機的な財政状況に直面するこの時期、町民の皆様の町政運営に寄せられる期待の大きさを肌で感じつつ、自らに課せられた使命の重大さを、改めて胸に刻んでいるところであります。この職責の重さをしっかりと受け止め、町政の舵取り役とし、「率先垂範」、自らが先頭に立って、自身の持てる全てを愛する郷土・長洲町に捧げる所存であります。

私は、この愛する長洲町に「新しい風」を起こしたいと思います。一つ目の風は、「現状の変革（チェンジ）」であります。二つ目の風は、「新しいことへの挑戦（チャレンジ）」であります。そして、三つ目は、「早急な対応（スピード）」の、以上三つの風であります。この風によって、夢が見れる・希望が持てる・活力が感じられる、そんな魅力あるまちづくりに向けて、町民総力を挙げて取り組む所存であります。

本日ここに、平成21年第2回長洲町議会定例会の開催にあたり、町民の皆様から寄せられた、町政に対する課題や期待に対して、今後どのように取り組んでいくか、「活力ある長洲町」の再生に向け、その方針と諸施策を明らかにし、あらためて町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

## 2 自治体を取り巻く状況

現下の日本経済は、昨秋の世界的な金融危機に端を発する急速な景気後退により、輸出・生産の大幅減少、個人消費の停滞など、著しい景気の低迷に喘いでおります。

本年1月から3月期における実質GDP（国内総生産額）は、マイナス年13.1%と過去最大の下げ幅を記録し、戦後最悪の大不況と言われております。

4月の厚生労働省発表の有効求人倍率は0.46倍と過去最悪の水準にあり、県下の有効求人倍率は0.36倍、荒尾玉名管内においては0.34倍と、依然厳しい地域雇用の実態を示しております。

その一方で、先行きの不透明感はありますが、世界各国における経済対策により、中国を中心としたアジア諸国の景気の下げ止まりが一部には聞かれます。

しかし、設備投資の縮小、派遣社員の解雇、賃金カットなど、まだまだ経済情勢は

依然として厳しく、景気回復のメドが立たない状況にあります。

このような状況下、国は、「生活対策」、「生活防衛のための緊急対策」、「経済危機対策」と銘打った景気対策を相次いで打ち出し、国民生活の不安解消と地域雇用の維持のため、経済・雇用の回復を最優先とした予算編成を行いました。

特に、過去最大規模となる約1.4兆円の平成21年度補正予算が、現在開かれている国会で成立し、地方においても迅速な予算執行などの措置が求められているところでもあります。同時に、県におきましても雇用維持、経済の活性化に対する緊急の事業が予算化され、町も国・県と一体となって、早急にできる限りの対策を講じ、この状況に対処していかなければならないと考えているところでもあります。

その一方で、地方自治体を取り巻く環境も大きく変化する中、人口減少や少子高齢化による社会保障費の増大など、時代の変化に対応できる、新たな行財政運営の仕組みづくりが、今、地方自治体に求められております。

また、昨年12月の地方分権改革推進委員会の第2次勧告において、地方が主役の国づくりをめざし、国と地方の役割分担の見直しや基礎的自治体への権限移譲の拡大など、地方分権の更なる推進による地域独自のまちづくりが提言されております。

私は、このような地方行政を取り巻く状況の中、「将来に対する夢と希望」を町民の皆様と共有する町政が、何より大切であると考えているところでもあります。

地方自治の本旨に基づき、町民に最も身近な町政の運営は、立ち止まり後退することは許されません。

「子育て支援」、「安心・安全な生活の確保」など、町民の皆様の希望を育み、命と暮らしを守る行政課題に対して、「選択と集中」により人と予算を重点的に配分し、それらに積極的に取り組んでまいります。

また、次世代の活力創出に向け、長期的な視点での計画・立案のもと、教育・福祉・産業などの分野において政策を厳選し、重点化を図りながら着実な推進に取り組んでまいります。

私は、この施政方針におきまして、地方分権の進展、少子高齢、人口減少といった社会構造の変化と、目まぐるしく変わる時代潮流の中でも、しっかりと自立していくことのできる、元気な「活力ある長洲町」を創っていくための決意を述べさせていただきます。

### 3 町政運営の基本

私は、選挙期間中、町内各所を回りながら、町の現状や将来に対するさまざまな不安や期待の声をお聞きしました。

町長に就任し、町政のトップとして、今後どのように町政を運営したらよいか、明日の長洲町の姿を、どう描いていくべきなのか、町民、行政、企業、各種団体などが、それぞれの立場でどのような役割を果たしていくべきなのか、今、まさに自治の原点に立ち返り、町民、行政、企業、各種団体が、総力を結集して、進むべき道を探っていく必要があると考えております。

人と人とのつながりが薄くなりつつある中、長洲町の「人の温もり」、町民の皆さんの持つ、「連帯感の強さ」は、素晴らしく誇れるものであり、魅力であります。

自ら考え、自ら決めることが自治の原点であります。本町が置かれている、大変困難な状況乗り越えていくためには、その原点に立ち返ることが、今、必要であると考えております。

これらを踏まえ、私は、次に掲げる2点を町政運営の基本として取り組んでまいり所存であります。

#### (1) 財政再建

皆様もご承知のとおり、長洲町は公共下水道特別会計において、平成20年度末現在において約15億円の累積赤字を抱え、非常に厳しい財政状況にあります。

平成19年6月、地方自治体の財政健全化を促すことを目的とした、「地方財政健全化法」の制定により、各種指標による「早期健全化団体」など再建団体の指定制度が導入されました。

幸いにも、本町におきましては、財政健全化への取り組みにより、団体の指定は避けることができました。

今後は、新しいまちづくりの前段として、財政の健全化が急務と考えているところであり、財政再建を念頭においた町政運営を行ってまいります。引き続き積極的な行財政改革に取り組み、財政健全化に正面から取り組んでまいり所存でありますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

#### (2) 開かれた町政の確立

就任初年度の今年を、私は、「起」年と位置づけております。「起承転結」の「起」であります。すなわち、私が考えるまちづくりや、町が抱えるさまざまな課題を町民の皆さんへ情報を提供し、いろいろな意見を交わしながら、これからのまちを創って

いくための“土台づくりの年”と考えております。

そのためには、開かれた町政運営が不可欠なものとなってまいります。

この「開かれた町政」の「開かれた」とは、町政に対して「興味・関心を持って参画してもらう」ということであります。

町民の皆様への説明責任を果たすとともに、町民の視点に立って、行政からのいろいろな情報を提供し、町民の皆様の町政参画を積極的に求め、行政と町民との「情報のキャッチボール」と、透明性の高い「ガラス張りの町政」を基本姿勢として、開かれた町政の確立をめざします。

## 4 各種施策の取り組み

### (1) 町民の皆さんの力を大切に

本町は、企業立地とともに海上や陸上における交通面からも高い潜在能力を持っております。私達が、総力で英知を結集していけば、自ずと道は開かれるものであり、まちづくりの原動力は町民の皆様の熱い思いからはじまるものだと確信しております。

町民の皆様の、「長洲町を変える」、「元気にする」、そのような力を大切にしていきたいと考えております。

現在のまちづくりの基本は、平成13年度に策定しました「第4次長洲町総合振興計画」ですが、新たな地方分権改革の進展、急速な人口減少、少子高齢の加速、地球規模での環境問題、国や地方における財政の悪化など、地方自治体を取り巻く社会経済情勢は、大きく変化しております。

そこで、本町では、財政再建の推進と「活力ある長洲町」に向けた新たなまちづくりの方向性と進むべき目標を定めるため、本年度、1年前倒しで、第5次長洲町総合振興計画を策定いたします。

この計画策定にあたりましては、町民や議会の皆様の幅広いご意見をお聞きし、夢と希望を感じることができる計画にしたいと考えております。

さて、広聴活動としましては、町民の皆様との意見交換、情報交換の場としまして、住民座談会を、4小学校校区で年4回開催してまいります。

また、各行政区や各団体等からの希望があれば、町の方から出向き、座談会を実施していく計画であります。

広報活動につきましては、「広報ながす」や「町ホームページ」は、行政がさまざまな情報を町民の皆様に発信するための重要な手段であります。

「広報ながす」の作成につきましては、町民の視点に立った、より親しみやすい・読みたくなる話題づくりに努めるとともに、紙面の充実を図ってまいります。「町ホームページ」は、デザイン及び発信機能をより充実させ、見やすく・わかりやすい、利用しやすいものにリニューアルいたします。

ガラス張りの行政運営としましては、情報の公開を積極的に進めてまいります。手始めとしまして、町長交際費の使途を明確にするため、6月1日からホームページにて交際費の公開を始めました。

また、行政の各種審議会などの内容につきましても、積極的に公開し、透明性を高めてまいります。

入札制度におきましても、現在、一般競争入札の額は4,000万円以上としていますが、7月1日から1,000万円以上の額に見直しをいたします。

地域のまちづくりにつきましては、平成10年度から住民参加のまちづくりとして、「一区一創運動」や「校区まちづくり事業」が行われてまいりました。

その結果、地域において、スポーツや祭りなどを通じたふれあい交流、一人暮らしの高齢者と子どもの交流会、防犯・交通安全活動など、多くの行政区で独自性のあるまちづくり活動が展開され、地域コミュニティの再構築が図られてきております。

今後は、これまでの取り組みの成果を見守りながら、「地域において安心で安全な活力ある地域づくり活動」の支援を行ってまいりたいと考えております。

男女共同参画の推進につきましては、まずは行政分野において、女性委員の登用を推進するため、「各種委員の選定に関する指針」を作成し、各種審議会委員などへの委員登用率を現在の16%から30%に改善します。

また、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会、いわゆる、仕事と生活の調和のとれた社会(ワーク・ライフ・バランス)に向け、総合的な取り組みを推進してまいります。

## (2) みんなの笑顔大切に

私たちの日常生活の中で、人の笑顔がもたらす力は図りきれないものがあります。子どもから高齢者の方々まで、町民の皆様がそれぞれに笑顔に満ちた生活を送ってもらうことが、私の願いであり大切にすべきことだと思っております。

子育て支援につきましては、将来を担う子どもを、生み健やかに育てることができ

る、魅力ある環境づくりは必須であります。

このため、乳幼児医療費に係る助成につきまして、これまで未就学児までとなっておりました医療費助成対象の範囲を、今回、小学校3年生まで拡大し、低年齢期における適正な医療機会の確保と子育て家庭における経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、妊婦健診に係る助成につきましては、昨年度、5回に助成回数を見直しを行いましたが、国の拡充方針を受け、本年度から本町におきましても、助成回数を14回に増やし、妊娠時期における健康と安全の確保に努めてまいります。

この他、出産後の子育てに関する情報提供や子育て相談などの支援のため、母子保健推進員による新生児への全戸訪問「こんにちは赤ちゃん事業」や助産師による「第1子への新生児訪問事業」など、子どもを安心して産み育てられる環境づくりに努めてまいります。また、健やかな子どもの成長を願い、「インフルエンザ予防接種助成事業」や「歯科保健事業」など、予防に重点をおいた事業を展開してまいります。

町の子育て支援の柱となる、「長洲町次世代育成支援行動計画」は、今年度見直しの年であります。これまでの計画の進捗状況を点検し、これからの子育て支援策として必要な施策を取り込んだ、平成26年度までの後期計画を策定してまいります。

保育事業につきましては、夫婦共働き世帯の増加、核家族化の進行など、子育て環境が大きく変わる中、保護者の保育ニーズも多様化してきております。このため、延長保育、一時保育など多様な保育サービスの提供により、子育て支援に取り組んでまいります。

また、今後の保育所の在り方につきましては、保育サービスの充実と効率的な保育所運営、多様化する保育ニーズへの対応など、保育所が抱える課題を洗い出し、将来の保育所のあるべき姿・方向性を、民営化なども含めて検討してまいります。

健康づくり事業につきましては、生活習慣病の予防を主眼に、がん検診、健康相談や各種運動教室など、住民健診事業と体力づくり事業を並行しながら展開し、町民の皆様の健康づくりを進めてまいります。

併せて、町内における健康づくりの輪を広げるため、健康づくり推進員の育成・支援を行い、町民の健康づくりのための交流の場の拡大に努めてまいります。さらには、生活習慣病の予備群と要支援者の改善に向け、特定健康診査及び特定保健指導事業の推進に取り組んでまいります。

福祉の推進につきましては、地域に暮らす人々が互いに助け合い、誰もが住みなれた地域において、安心して笑顔で暮らせる社会が求められるため、地域福祉を総合的

に展開していく体系的な環境整備が重要であると考えております。

そのため、本年度、町民の皆様の参画を得て、本町における地域福祉のあり方、方向性を定めるための「長洲町地域福祉計画」の策定に取り組み、住み慣れた地域で安心して暮らせる、地域に根付いた福祉のまちづくりをめざします。

また、地域福祉の中心的な担い手である長洲町社会福祉協議会との連携を図りながら、民生委員児童委員協議会の活動支援、地域ボランティア組織や地域福祉団体の育成・支援に努めてまいります。

高齢者福祉の推進につきましては、高齢者の方々が住みなれたこの町で安心して生活できる、地域で支えあう仕組みづくりが必要であります。

このため、高齢者の方々が元気で豊かな生活を送れるために、ふれあい地区社協を中心に、「住民との協働」による健康づくりや介護予防事業の展開・支援に取り組んでまいります。

また、老人クラブ連合会への活動助成、一人暮らしの高齢者や介護が必要な高齢者の日常生活上の支援、高齢者の社会参加や生きがいづくりなど、幅広い支援体制の整備に取り組んでまいります。

障がい者福祉につきましては、障がい者一人ひとりが、その人らしい自立した生活を笑顔で送ることができるよう、平成21年3月に策定しました「長洲町障がい者プラン」に基づき、各種施策の着実な推進に努めてまいります。また、社会福祉法人などの関係機関と連携を図りながら、障がい者の方々に応じた各種福祉サービスを安定的に提供してまいります。

### (3) 活力を生み出す産業を大切に

活力ある町「ながす」を実現するには、町内の農業、漁業、商工業が、元気ある産業に育っていくことが一番であります。このため、各産業に携わる方々と意見を交わしながら、地域にある資源を活用した、活力ある産業の創出に結び付けていかなければなりません。

このため、現在休館しております「金魚の館」を、長洲町の観光拠点、地域活性化の拠点として位置づけし、金魚と鯉の郷広場一帯の地域調査、施設の再活用方法、農産物・海産物の資源発掘など、その可能性の調査を行い、地産地消、食育推進、長洲ブランドづくりなど、産業の活性化事業に着手してまいります。



我が国の経済状況は、百年に一度といわれる危機的状況にあり、町内の多くの企業においても経営状況が悪化しつつある中、非正規労働者を中心とした人員整理や求人減少など、雇用情勢には依然厳しいものがあります。このような状況下、仕事を失った方々に対する緊急支援策としまして、国・県の施策と連携した、「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用創出事業」に取り組み、町内における雇用の創出を図ってまいります。

また、企業誘致につきましては、現下の経済状況下では、大変難しい面もありますが、常に県及び関係機関との情報交換や話し合いの場を確保しながら、早期の企業誘致に向け取り組んでまいります。

商業につきましては、消費者ニーズの多様化や大牟田・荒尾の隣接市への大型商業施設の進出などにより、購買力が町外に流出し、町内商店街や小売店の経営環境は、ますます厳しい状況にあります。

このため、町商業の再生や活性化、魅力ある商店街づくりを支援するため、町商工会と連携した商工振興指導事業を行ってまいります。

また、国の緊急雇用対策事業を活用し、商業・農業・水産業分野における各種特産品の販路拡大と開拓を進めるため、「特産品販売促進事業」に取り組んでまいります。

漁業につきましては、有明4県によりますクルマエビ共同放流事業を引き続き実施し、漁業資源の育成に努めてまいります。また、アサリなど採貝漁業環境の基盤づくりとしまして、昨年度、国・県の補助事業により長洲海岸沖での覆砂事業を実施し、その成果としまして、天然アサリの稚貝が確認されております。このため、今年度も県と連携しながら、地元海岸の砂を活用した覆砂事業を継続してまいります。

内水面漁業につきましては、本町の伝統産業である「ながす金魚」を、春の「火の国長洲金魚まつり」、秋の「金魚と鯉の郷まつり」の2大イベントを中心として町内外に積極的にPRするとともに、長洲町が誇る金魚でありますので、私、自ら各方面へのPRや販路拡大などを行ってまいります。

また、金魚養殖経営者の高齢化、後継者不足は、伝統ある産業の大きな課題であり、町の観光・産業の両面から、長洲町養魚組合と行政が一体となって取り組んでいかなければならないと考えております。

農業につきましては、本町の基幹作物であるコメづくりにおいて、農業の担い手の減少や高齢化が進む中、農地面積の減少、耕作放棄地の増加、米価の下落など、コメづくりの環境は大変厳しい状況にあります。

このような中、後継者の育成に努め足腰の強い農業を確立するためには、農地の集団化を図り、大規模で汎用性のある圃場整備が必要であります。

このため、県営腹赤地区経営体育成基盤整備事業を進め、担い手への土地利用集積と営農計画の整備に取り組んでまいります。

また、農業の持続的発展を実現するために、農業環境の保全をめざす「農地・水・環境保全向上対策事業」の取り組みへの支援を行ってまいります。

「ミニトマト」、「一寸ソラマメ」や「オクラ」などといった本町で生産される園芸作物は、気候温暖化をはじめとした厳しい状況下ではありますが、魅力ある園芸産地づくりをめざし、生産者に最新の農業情報の提供や、各農業生産者部会、朝市開催者などへの支援を行ってまいります。

#### **（４）安全・安心を大切に**

町民の皆様が日々、「しあわせを」実感しながらいきいきと暮らすためには、日常生活に必要な社会基盤の充実と快適な生活環境の整備が必要不可欠であります。町民の皆様が安全で、安心した生活を確保することは、我々行政の最大の使命であり、責務であります。

本町では、犯罪被害に遭う町民の方々を一人でも少なくするための取り組みや、環境づくりの基本的ルールを定めた「長洲町犯罪のない安全安心まちづくり条例」を平成20年10月に制定しました。子どもたちを守るため、また、町民の皆様が安心した生活を送ることができるように、行政・学校・地域が一体となり、犯罪のない安全で安心な長洲町を創っていくため、その施策の基本となる「犯罪のない安全・安心プラン」の策定と推進に取り組んでまいります。

消防・防災につきましては、住民の生命・財産を守り、安心できる暮らしを確保するため、今年度より、小型動力ポンプ積載車及び小型動力ポンプなどの、消防設備の計画的な整備を再開し、消防団組織の充実及び消防施設の整備に努めてまいります。

また、ハザードマップを作成し、災害時の効率的な救難・避難活動のための情報提供を行い、災害時の被害軽減を図ります。併せて、住民参加型の防災消火訓練などにより、町民の防災意識の向上を図り、行政と住民が一体となった災害に強い安心して暮らせるまちづくりに努めてまいります。

交通安全につきましては、昨年度は、町内の交通事故死亡者が近年では最も多い年となりました。

このため、関係機関と連携し、幼児・児童や高齢者を中心とした交通安全教室の開催や街頭指導などの啓発活動を継続して実施し、交通事故撲滅に向けて取り組んでまいります。また、カーブミラー・ガードレールなどの、交通安全施設の整備につきましても、交通環境の変化に対応した施設整備を行い、交通事故の防止に努めてまいります。

快適な生活環境づくりにつきましては、町民の皆様が安心して、快適に暮らしていただくうえで、道路、公園、上下水道など生活基盤の整備は不可欠なものであります。

なかでも、道路整備につきましては、町民の皆様の重要性、緊急性に配慮しつつ、町民生活に密着した生活道路の整備、交通安全施設の整備を行ってまいります。

公園の維持管理につきましては、専門家による遊具点検などの業務を委託し、安心して利用できる公園の運営を図ってまいります。

また、恒常的な冠水を余儀なくされている地域の排水溝整備など、安全・安心な生活基盤の整備を行ってまいります。町道の維持管理につきましては、定期的な道路パトロールを実施し、迅速かつ適切に対応してまいります。

路線バスにつきましては、年々利用者が減少しており、これまでバス利用者の実態調査や、効率的な運行形態など、そのあり方、存続の是非につきまして検討してまいりました。今年度は、今後のバス運行のあり方について更なる検討を行い、「長洲町地域公共交通会議」の設置に向け、一定の方向性を出したいと考えております。

公共下水道事業につきましては、平成20年度末において、下水道普及率は95.4%、水洗化率82.5%を達成したところですが、より一層の水洗化の勧奨・促進を図り、公共下水道の普及に努めてまいります。

また併せて、公共下水道による汚水処理が効果的でない区域においては、引き続き合併処理浄化槽整備事業を推進してまいります。

一方、平成18年度から着手しております浄化センター施設の更新事業につきましても、町全体の財政状況に配慮しながら、適正な施設計画のもと、施設の緊急性や耐久性などを勘案し、引き続き事業を実施してまいります。

水道事業につきましては、町民の皆様が安全で、安心な良質の生活用水を安定的に給水するため、現在、老朽化した施設の整備・更新事業を計画的に進めております。高田浄水場におきましては、今年度、一部地域への給水を開始し、平成22年度の全面供用開始に向けて新水源地の建設を進めてまいります。

梅田浄水場につきましては、今年度、更新しました施設を稼働させ仮配水を行い、

平成22年度完成をめざして事業に取り組んでまいります。

このような大型施設更新事業に取り組む中、今後も経費の節減を図り、更なる経営の健全化に努めてまいります。

### (5) 環境を大切に

今や、環境問題への取り組みは、日本だけの問題にとどまらず、国際的な問題となっており、我々地方自治体も環境について、真剣に考えていかなければなりません。

環境問題の中で、町民の皆様にとって一番身近なテーマであるごみ処理につきましては、ごみをごみとして処理するのではなく限られた資源として認識し、できるだけ有効に繰り返し使い、環境への負荷をできるだけ少なくする「循環型社会」を構築することが、必要であると考えております。

ごみの減量化とリサイクル推進には、まず第一に、ごみについて興味・関心を持ってもらうこと、現状を知ってもらうことが大切であります。このため、小中学生を対象として、クリーンパークファイブの施設見学などの環境学習の実施に向け、学校とともに取り組みを始めます。

更に、地元住民の皆様との施設運営に関する信頼関係を築いていくために、施設の稼働に関する各種測定値の情報を積極的に公表していく必要があります。

このようにごみ処理施設の安定性、環境への信頼性を高める一方で、美しい長洲町をこれからの子どもたちに残していくために、環境にやさしいまちづくりを主体的に取り組んでまいります。

環境美化の推進につきましては、町環境美化条例に基づき、職員や環境美化監視員によるパトロールを進め、不法投棄防止の強化や沿岸部の美化に努め、「清潔で美しい長洲町」をめざします。また、空き地・空家などの適正管理を所有者に促し、犯罪・事故などの発生要因となる街角に潜む死角をできる限り無くし、明るく快適な生活環境の保全に努めてまいります。

我々に多大なる恩恵を与えてくれる母なる海「有明海」と、それに注ぐ町内の各河川の水質汚濁を防止するため、工場排水の適切な処理が行われるよう各事業所などへの監視指導を徹底し、定期的な水質検査の実施により、環境汚染の未然防止に努めてまいります。

地球温暖化防止対策につきましては、第2次長洲町地球温暖化防止対策実行計画に掲げた、二酸化炭素排出量の6%削減は達成しておりますが、引き続き平成22年度

まで更なる削減に向け取り組んでまいります。また、本年度から毎月1回、職員によるノーマイカーデーを設けたり、家庭の廃油リサイクルなど、全庁的な取り組みを進め、職員の意識も高まりつつあります。

これと併せ、町民の皆様に対しても、省エネ、CO<sub>2</sub>削減など、身近な事例による啓発活動を進め、私たちが身近な日常生活の中から始めることを第一歩に、身のまわりの環境への思いやりを育て、環境にやさしいまちづくりを進めてまいります。

## (6) 行財政運営

平成17年度の行財政改革、昨年度の緊急行財政行動計画と、本町では、全町あげでの改革に取り組んでまいりました。この財政健全化への取り組みは、長洲町の再生に向けては避けて通れない道であります。

財政の健全化は、「活力ある長洲町」の再生の基礎となるものであり、今後の本町の発展の地固めとなる最重要課題として位置づけております。平成20年3月に策定しました、「緊急行財政行動計画」に基づき財政の健全化に向け、社会経済状況に応じた計画の見直しを毎年行い、計画達成の着実な取り組みを進めてまいります。

そのためには、最大限の歳入確保を図るとともに、事業の縮小または実施方法の転換など、あらゆる方向から全庁的に事業全体を見直し、限られた財源をより効果的かつ効率的に活用できるように工夫するなど、より一層の財政の健全化に向け取り組んでまいります。

行財政改革の推進につきましては、今年度は、平成17年に策定しました第3次長洲町行財政改革大綱(改訂版)と集中改革プランの計画の締めくくりの年であります。

これまでは、事務事業の見直しや住民サービスの抑制といった経費削減を手法とする減量型改革を行ってきましたが、これからは、更なる民間委託の導入やそれに伴う行政組織のスリム化といった未着手の分野を対象とした行財政改革に取り組んでまいります。本年度、行革大綱に掲げている実施項目の全てについて総点検を行い、総合振興計画の策定と歩調を合わせて、第4次の行財政改革大綱の策定を行ってまいります。

職員の意識改革や組織の体質改善につきましては、職員それぞれに自己点検を励行させ、切磋琢磨させながら、進取の気性に富んだ組織風土の醸成に取り組んでまいります。

そのためには、まず何よりも町民の立場・目線に立って考えることができる職員の育成を図り、視野を広げ、発想力を更に豊かにしていくうえで、町民の皆さんと共に

考え、ともに歩む組織づくりをめざしてまいります。

町民の皆様の声に真摯に耳を傾け、窓口での丁寧な接客を行うなど、町民の皆様に対する思いやりの心と目線が育まれてはじめて、本当に町民の皆様のための職員となる事ができると思っております。

これらのことを念頭に置きながら、職員の心を奮い立たせ、組織の活性化を図り、役場が変わった。職員が変わった。」と多くの町民の皆様からお褒めの言葉をいただけるような行政にしていきたいと思っております。

そのため、職員研修の充実、職員の意識改革を促す目標管理制度の導入や職場の明るい雰囲気づくりに向けた取り組みを行ってまいります。

## 5 むすび

時代の潮流は絶え間なく変化し続けております。そして、かつてない難局に直面している社会経済情勢の中、私は、町民の皆様が心から安心できる、満足できる、納得できる、新しい行政の形というものを皆様とともに創りあげてまいりたいと考えております。

まだまだ未熟ではありますが、町民の皆様が夢と希望の持てる、活力ある長洲町の実現をめざし、「長洲町をもっと変えよう」、「長洲町はもっと変わる」という決意を胸に、これからの町政運営に取り組んでまいります。

議員各位をはじめ、町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の平成21年度の施政方針といたします。

宜しくお願い申し上げます。